

茨木市人中心のまちなか形成に向けた戦略検討
業務委託

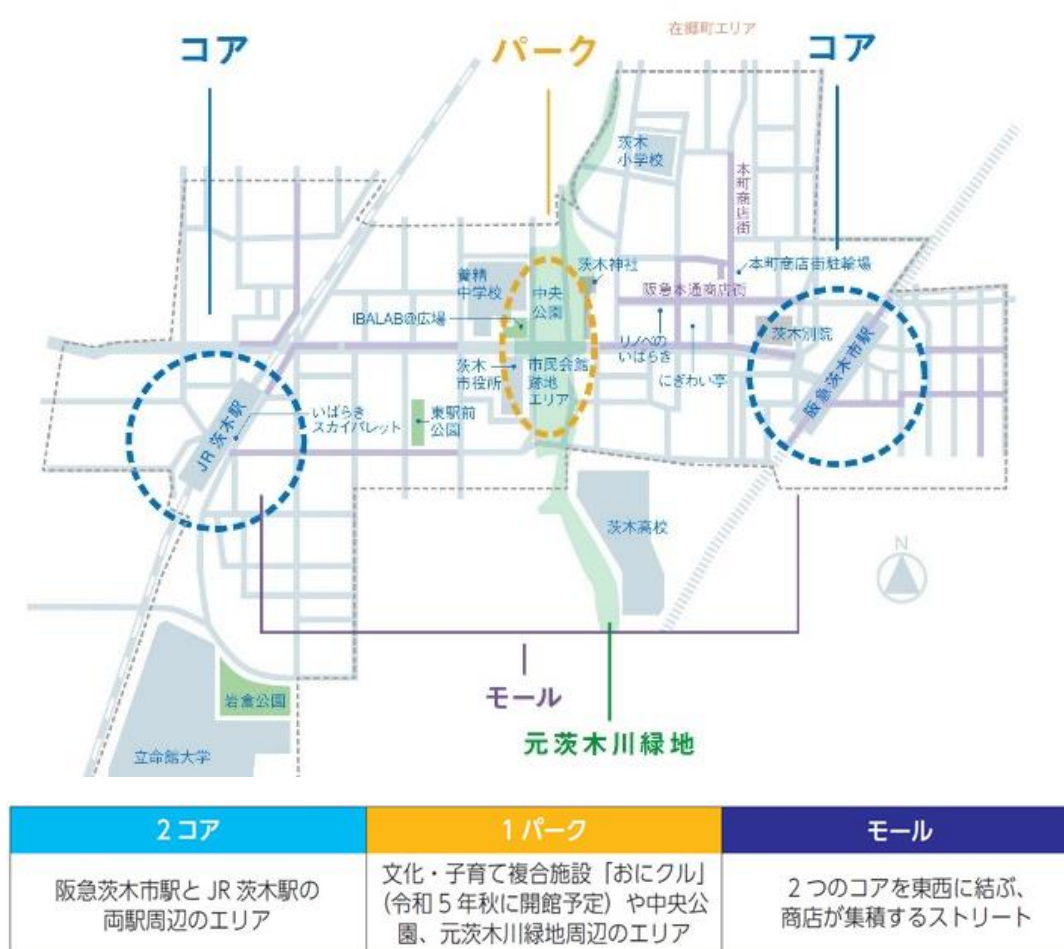
仕様書

令和5年4月

1. 業務委託の目的

本市の中心市街地は、広域交通のアクセス点である阪急茨木市駅と JR 茨木駅が東西に位置し、その中間地点には、市役所、文化・子育て複合施設「おにクル」（令和5年秋に開館予定）や中央公園があり、そこから南北へのびる元茨木川緑地には、豊かな自然と文化が醸成されている。本市では、これらの立地特性を活かし、下図に示す「2コア1パーク&モール」の都市構造による「人が中心の歩いて楽しいまちづくり」に向けて、さまざまな事業や取組みを推進しているところである。

《2コア1パーク&モールの都市構造》



本業務は、おにクル開館の賑わいを「2コアにつなぎ、広げる」ため、市民一人ひとりが豊かさや幸せを実感できる「人中心」のまちなかのあり方（目的、価値観、コンセプト、将来イメージ等）を整理し、人中心のまちなか形成に向けた戦略（仮称）ウォークブル戦略として取りまとめるとともに、そのあり方を市民や民間事業者等をはじめとした多様な主体と共有・共感ができるようデザイン性や分かりやすさを重視した冊子等を作成することを目的とする。

2. 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月29日まで

3. 業務内容

(1) 人中心のまちなかのあり方整理及び戦略取りまとめ

本市の中心市街地の成り立ち、これまでの取組み、庁内検討チームとの意見交換等から、今後の社会変化を踏まえた中心市街地のまちづくりの方向性を検討するとともに、2コア1パーク&モールの都市構造を活かした人中心のまちなか形成に向け、「目的」「価値観」「コンセプト」「将来イメージ」等を戦略として取りまとめる。

- ①本市の中心市街地の成り立ち、これまで進めてきた事業・プロセス、現状等の整理
- ②今後の社会変化を踏まえた中心市街地のまちづくりの方向性の検討
- ③庁内検討チームの支援、議論の場での資料作成（月1回程度を想定）
- ④人中心のまちなか形成に向けた「目的」「価値観」「コンセプト」「将来イメージ」等の検討、整理
- ⑤人中心のまちなか形成に向けた戦略取りまとめ

(2) コンセプトブック作成等

(1)で取りまとめた戦略を多様な主体と共有・共感ができるよう、デザイン性やわかりやすさを重視して冊子（コンセプトブック）等で取りまとめるとともに、その内容を多様な主体へ広げるための効果的な周知方策を検討する。

- ①コンセプトブック作成・印刷（1,000部程度を想定）
- ②人中心のまちなか形成に向けた戦略の印刷（100部程度を想定）
- ③コンセプトブック等を活用した周知方策の検討

(3) その他支援業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月1回程度を想定）
※ただし、打合せに要する一切の費用は各作業項目に含める。
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）
※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

(4) 報告書作成

受託者は、業務の成果として、報告書を作成するものとする。

4. 成果品

業務が完了したときは、下記に掲げる成果品を検査願及び業務完了届とともに担当職員に提出する。

- (1) 報告書 2 部
- (2) コンセプトブック 1,000 部
- (3) 人中心のまちなか形成に向けた戦略 100 部
- (4) 電子データ (CD-R 等) 一式
- (5) その他、本業務により作成した資料 一式

5. 法令順守

受託者は、以下のものを順守しなければならない。

- (1) 関係法令
- (2) 本市の条例、規則

6. セキュリティインシデント等の緊急事態の対応

- (1) 受託者は、本業務に関し、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる情報の内容、件数、事故の発生場所及び発生状況を報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、セキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合に備え、委託者及びその他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧並びに再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するための体制を整備しなければならない。
- (3) 受託者は、本委託業務に関しセキュリティインシデント等の緊急事態が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

7. ウイルス対策

受託者は、ウイルス対策として、業務処理に用いる全てのサーバ及びクライアント端末（営業担当者が用いる端末等、事務処理に用いるものを含む。）に以下の措置を講じなければならない。

- (1) ウイルスの検知、リアルタイム保護、検疫機能などの機能を有するウイルス対策ソフトウェアを導入すること。
- (2) ウイルス対策ソフトウェアを常駐させること。
- (3) パターンファイルの更新については、パターンファイルが公開された時点で迅速に適用できる仕組みを用意すること。
- (4) ウイルス検出時には、利用者や情報セキュリティ担当者に迅速に通知する機能を持つと同時に、駆除・削除ができること。

(5) 毎日、曜日指定、毎週、毎月等のスケジュールを作成し、定期的にウイルスチェックを行うこと。

8. 守秘義務

受託者は、業務遂行により知り得た事項について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。特に個人情報保護法については十分理解するとともに、個人データ等の漏洩を防ぐ対策を行うこと。

9. その他

(1) 本業務は、「土木設計業務等の電子納品要領」に基づく電子成果品の対象としない。

(2) 本業務により作成した資料一式は、全て委託者に帰属するものとする。

以上